

内閣衆質二〇四第一六〇号

令和三年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国 務 大 臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 大島 理森 殿

衆議院議員阿部知子君提出東京電力福島第一原子力発電所敷地内タンクの放射性物質の総量の公表に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



衆議院議員阿部知子君提出東京電力福島第一原子力発電所敷地内タンクの放射性物質の総量の公表に関する質問に対する答弁書

一について

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所の敷地内のタンク（以下「タンク」という。）に保管している水のうち、トリチウム以外の放射性物質について規制基準を満たしていない水については、政府としてその呼称を定めていない。

二及び三について

東京電力においては、一度、多核種除去設備等で放射性物質を浄化処理した上でタンクに保管している水について、周辺環境等への影響がないことを確認する観点から、そのタンクに保管している水に含まれるベータ線の総量及び主要な核種の濃度を測定し公表している。

その上で、タンクに保管している水の性質についての情報提供を高い透明性をもって積極的に実施するため、特に一部のタンクについては、令和二年十二月二十四日に東京電力が公表した「多核種除去設備等処理水の二次処理性能確認試験の状況について」において、除去対象核種、トリチウム及び炭素十四の濃

度を測定し公表している。

また、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（令和三年四月十三日廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議）においては、

「海洋放出に先立ち、放射性物質の分析に専門性を有する第三者の関与を得つつ、ALPS処理水のトリウム濃度を確認するとともに、トリウム以外の放射性物質が安全に関する規制基準を確実に下回るまで浄化されていることについて確認し、これを公表する」こととしている。

こうした対応を取ることで、タンクに保管している水の保管中及びALPS処理水の放出時の安全性やその情報提供の透明性を十分に確保できるため、タンクに保管している水の核種ごとの放射性物質の総量を東京電力に公開させることや、最終的に放出される水の核種ごとの放射性物質の総量について、現時点の推定値を東京電力に公表させることといった対応は予定していない。